

【2026年12月施行】改正公益通報者保護法とは？中小企業に求められる実務対応と弁護士の活用法

不利益取扱いの罰則強化や探索禁止への対応など、企業が押さえるべきポイントを解説

弁護士 磯田 翔

2026年12月1日より、改正公益通報者保護法が施行されます。

今回の改正は、組織内の不祥事防止と自浄作用の強化を目的としており、通報者保護の範囲拡大だけでなく、通報者に対する不利益取扱いへの罰則新設や、通報者探しの禁止など、企業にとって極めて大きなインパクトを持つ内容となっています。

「うちは中小企業だから通報窓口の設置義務（従業員300人超）はない」と安心していても、不利益取扱いによる刑事罰リスクや損害賠償リスクに直面するおそれがあります。本記事では、改正法のポイントと中小企業が取るべき対応、弁護士の活用法をコンパクトに解説します。

1. 2026年12月施行の改正公益通報者保護法・主なポイント

今回の法改正における重要変更点は、主に以下の4点です。

① 保護対象の拡大（フリーランス等の追加）

従来の正社員・派遣社員・役員等に加え、業務委託関係にあるフリーランスや、契約終了後1年以内の退職者・元委託先等も保護対象に含まれます。

② 不利益取扱いへの「直罰（刑事罰）」および立証責任の転換

通報を理由とする解雇や懲戒処分等に対し、刑事罰が新設されます。また、通報後1年以内の不利益取扱いについては「通報を理由とするもの」と推定され、事業者側に正当性の立証責任が課されます。

③ 通報妨害・通報者探索の禁止

正当な理由なく通報しない合意（口止め契約）を結ばせることや、通報者を特定しようとする「犯人探し（探索行為）」自体が明確に禁止されます。

④ 行政機関（消費者庁）の指導・監督権限強化

事業者に対する立入検査権や報告徴求権、是正命令権が新設され、命令違反には公表や罰則が科されます。

2. 企業のリスクと実務上の重要性

体制整備や運用の見直しを怠った場合、企業が負うリスクは以下の通りです。

リスクの区分	企業への直接的ダメージ	具体的な発生事象・内容
リスク1 刑事・民事リスク	刑事罰の適用および損害賠償責任の発生	不利益取扱いに対する直罰規定により、企業や担当者が刑事罰を受ける恐れがあります。また立証責任の転換により、民事訴訟で敗訴するリスクが大幅に高まります。
リスク2 行政・信用リスク	是正命令・公表による社会的信用の失墜	消費者庁からの立入検査や是正命令の対象となり、応じない場合は企業名公表等によって「不祥事を隠蔽する企業」としての烙印を押されるリスクがあります。
リスク3 組織内部リスク	SNS・外部メディアへの「駆け込み通報」の増加	社内窓口への信頼が失われると、内部通報が社外・SNS・行政等へ直ちになされ、企業ダメージがコントロール不能な形で拡散します。

3. 中小企業に求められる実務対応

従業員300人以下の中小企業は「窓口設置」自体は努力義務とされていますが、不利益取扱いの禁止や探索禁止、罰則規定は企業規模を問わずすべての事業主に適用されます。

- ・**内部通報規程・誓約書の見直し**：秘密保持契約等で不当に通報を制限する条項がないか見直し、「探索禁止」を明記した規程を整備します。
- ・**役員・管理職向け研修の実施**：通報者捜しや不当な配置転換・評価下げが罰則・刑事罰の対象となることを管理職層へ徹底周知します。
- ・**安心して通報できる体制・窓口の確保**：情報漏洩を防ぎ、通報者が不利益を被らない信頼性の高い受付・調査フローを構築します。

4. 法律のプロである「弁護士」に相談できること

公益通報の取り扱いとは高度な法的判断と徹底した秘密保持が求められます。弁護士を活用することで以下の対応が可能です。

- ・**内部通報規程・ガイドラインの策定・リーガルチェック**：改正法に準拠した規程の作成や既存規程の改定を行います。
- ・**外部通報窓口（弁護士窓口）の設置**：「社内窓口では漏洩が不安」という通報者の心理的ハードルを下げ、安心して通報を受け付ける外部窓口として機能します。
- ・**通報受領後の調査・法的判断の支援**：寄せられた通報が「公益通報」に該当するか、法令違反の有無や是正措置について中立的・客観的な法的助言を行います。

5. まとめ

2026年12月の改正公益通報者保護法の施行に向け、中小企業にとっても通報者保護の徹底は避けて通れない重要課題です。自社の通報体制の点検や規程改定、外部窓口の設置などについては、ぜひ弁護士にご相談ください。

【お問い合わせ】

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5-20 KSビル8階

石原法律事務所

弁護士 磯田 翔

TEL: 03-6161-5777

FAX: 03-6161-5005

<https://isoda-ishiharalaw.com/contact>